

毒物劇物業務上取扱者のしおり

堺市保健所 保健医療薬務課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-228-7582

FAX 072-222-1406

ホームページにて、毒劇物に係る法令・通知等の情報を掲載しています。

堺市 毒物劇物業務

検索

(令和8年2月改訂)

－ はじめに －

毒物・劇物は、工業薬品、農薬、試薬、塗料などとして我々の社会生活上いろいろな分野において広く用いられていますが、その取り扱いを誤ると人々に重大な危害を及ぼす恐れがあります。

そこで、毒物・劇物についての正しい知識を身につけ、危害防止を図るという観点から、毒物劇物の流通・取り扱いについて、特に注意して頂きたい事項を取りまとめましたので、適正な取り扱いの指針としてください。

－ 目次 －

1. 毒物・劇物とは
2. 毒物及び劇物取締法の規制を受ける者
3. 毒物劇物取扱責任者
4. 譲受（購入）手続きについて
5. 販売授与の規制
6. 所持の規制
7. 運搬について
8. 表示等
9. 貯蔵について
10. 廃棄について
11. 事故の際の措置について

1 毒物・劇物とは

毒物・劇物とは、毒物及び劇物取締法第2条に定められた物をいいますが、一般的には毒性を有する物を「毒物」、劇性を有する物を「劇物」といい、市販されている製品にはその容器及び被包に「医薬用外毒物」あるいは「医薬用外劇物」の文字が表示されています。

2 毒物及び劇物取締法の規制を受ける者

毒 物 劇 物 營 業 者	製造業者 輸入業者 販売業者	毒物・劇物を製造する者（知事の登録が必要） 毒物・劇物を輸入する者（知事の登録が必要） 毒物・劇物を販売する者（堺市は市長の登録が必要） (一般・農業用品目・特定品目／オーダー販売業) ◎ <u>オーダー販売業とは</u> 毒物・劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で、貯蔵、運搬、若しくは陳列しようとする者は、店舗ごとに販売業の登録（一般・農業用品目・特定品目）が必要ですが、そのうち毒物・劇物を直接取り扱わない者はオーダー販売業者といい、登録票に「オーダー」と明記しています。 毒物・劇物を直接取り扱わないという条件ですので、店舗などに一時的であっても毒物・劇物（サンプルを含む）を貯蔵・陳列すること、運搬すること、運搬の手配をすることはできません。 なお、専任の毒物劇物取扱責任者を設置する必要はありませんが、毒物・劇物の販売、授与について、適切に管理できるように、必ず担当者を定めてください。
毒 物 劇 物 業 務	届出を要する者 (法第22条第1項)	次の事業を行う者（いずれも堺市は市長に届出が必要） ① 無機シアン化合物を使用して電気めっき業を行う者 ② 無機シアン化合物を使用して金属熱処理業を行う者 ③ 政令に掲げるものを、最大積載量が5トン以上の自動車、若しくは被牽引自動車（大型自動車）に固定された容器を用い、又は内容積が1000リットル以上（四アルキル鉛のみ200リットル以上）の容器を大型自動車に積載して運送の事業を行う者 ④ ヒ素化合物を使用して、しろありの防除を行う者
上 取 扱 者	届出を要しない者 (法第22条第5項)	厚生労働省令で定めるすべての毒物・劇物を業務上取り扱う者で、毒物劇物営業者、法第22条第1項該当者、特定毒物研究者以外の者（工場、事業所、研究所、学校など） 特定毒物使用者（品目等により知事の指定が必要）
そ の 他		特定毒物研究者（堺市は市長の許可が必要）

3 毒物劇物取扱責任者

(1) 毒物劇物取扱責任者の設置 (法第7条第1項)

届出をする業務上取扱者においては、事業場ごとに専任の毒物劇物取扱責任者を置くことが必要です。毒物劇物取扱責任者は、毒物・劇物による保健衛生上の危害の防止に当たることが義務付けられています。

(2) 毒物劇物取扱責任者の資格 (法第8条第1項)

次のいずれかに該当する者でなければ、毒物劇物取扱責任者となることができません。

- ①薬剤師
- ②厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者
- ③都道府県知事が行う毒物劇物取扱責任者試験に合格した者

(3) 毒物劇物取扱責任者の業務について (S50.7.31 薬発第668号厚生省薬務局長通達)

業務上取扱者においては、毒物劇物取扱責任者がその業務を円滑に遂行できるよう当該事業場における「危害防止規定」や「盜難防止規定」を作成し、毒物及び劇物の管理、責任体制を明確にしておいてください。また、毒物劇物取扱責任者は事業場における毒物劇物の取扱について、総括的に管理・監督を行ってください。

*毒物劇物危害防止規定・盜難防止規定

- ・事業場において取り扱われる毒劇物の種類・量・取扱方法の様態に応じ、具体的で詳細な内容のものを文書で作成してください。
- ・以下にあげる基本的な事項及びそれを具体的に実施するための細則を定めてください。

○危害防止規定

- ①毒劇物の貯蔵、取扱い、設備の点検及び事故時の対応等を行う者の職務及び組織に関する事項
- ②毒劇物の貯蔵または取扱いに係る作業の方法に関する事項
- ③毒劇物の貯蔵または取扱いに係る設備の点検の方法に関する事項
- ④毒劇物の貯蔵または取扱いに係る設備の整備または補修に関する事項
- ⑤事故時における関係機関への通報及び应急措置活動に関する事項
- ⑥毒劇物の貯蔵及び取扱いの作業を行う者、事故時の应急措置を行う者の教育及び訓練に関する事項
- ⑦その他保健衛生上の危害を防止するために遵守しなければならない事項

○盜難防止規定

- ①盜難・紛失を防止するための措置として設備に関する事項
- ②鍵の管理に関する事項（合鍵の数の確認・鍵の管理者の設置等）
- ③毒劇物の払い出しや在庫管理に関する事項
- ④盜難、紛失発生時の警察署、保健所への届出等の手続きに関する事項

・毒劇物の危害防止対策は、各事業場で扱っている毒劇物の種類・数量によって異なるため、各事業場の実情に応じた対策をあらかじめ策定し、職員に周知させておく必要があります。

・「危害防止規定」と「盜難防止規定」は1つの文書として作成してもかまいません。

* 在庫量の管理等 (S52.3.26 薬発第313号厚生省薬務局長通知)

毒物劇物取扱責任者は、毒物・劇物の定期的な在庫量の点検及び毒物・劇物の種類等に応じて使用量の把握を行ってください。

毒物劇物管理簿 (例)

毒物・劇物	品名	規格	単位			
年月日	購入量	使用量	在庫量	払出者	責任者	備考

4 譲受（購入）手続きについて

(1) 譲受（購入）する場合 (法第14条第2項関係、規則第12条の2関係)

譲受（購入）する場合には、下記①～③の事項を記載し、押印*又は署名**した書面（譲受書）を相手先（毒物劇物営業者）に提出してください。

- ①毒物又は劇物の名称及び数量
- ②購入又は譲受の年月日
- ③譲受人の氏名（押印又は署名）、職業及び住所

* 押印は譲受人個人の認印（法人の場合は譲り受けた担当者の認印）とし、受領印や社印等ではありません。

** 署名は、フルネーム（氏名）で記載してください。

(記載例)

毒物及び劇物譲受書		
毒物又は劇物	名称	○○○
	数量	1kg×3箱
販売又は授与の年月日		○年△月□日
譲受人(注1)	氏名	堺 太郎 
	職業	電気めっき業
	住所	堺市堺区南瓦町3-1
備考(注2)		使用目的など

(注1) 「譲受人」欄には、法人にあってはその名称、及び主たる事務所の所在地を記載してください。

(注2) 「備考」欄には、使用目的を記載してください。

(2) 毒物劇物の情報について (令第40条の9)

毒物又は劇物を購入する際には、当該毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報(SDS 安全データシート)を受取り、安全確保に努めてください。

また、SDSは化学物質の取扱い上の注意、火災や漏出時の対処方法等が記載されており、事故対応に必須であるため、すぐに参照できるように事業場でも収集・整理しておいてください。

*毒物又は劇物の性状及び取扱に関する情報 (規則第13条の12)

- ①情報を提供する毒物劇物営業者の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- ②毒物又は劇物の別
- ③名称並びに成分及びその含量
- ④応急処置
- ⑤火災時の措置
- ⑥漏出時の措置
- ⑦取扱い及び保管上の注意
- ⑧暴露の防止及び保護のための措置
- ⑨物理的及び化学的性質
- ⑩安定性及び反応性
- ⑪毒性に関する情報
- ⑫廃棄上の注意
- ⑬輸送上の注意

5 販売授与の規制

無登録での販売・授与の規制 (法第3条第3項)

毒物又は劇物の販売業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売・授与することも、販売授与の目的で貯蔵、運搬、陳列することもできません。

6 所持の規制

(1) 興奮、幻覚、麻酔の作用を有する物の摂取等の規制 (法第3条の3)

興奮、幻覚又は麻酔の作用を有する毒物又は劇物（これらを含有する物を含む。）であって政令で定めるものは、みだりに摂取し、若しくは吸入し、又はこれらの目的で所持してはなりません。

なお、興奮、幻覚又は麻酔の作用を有する物は次のとおりです。（令第32条の2）

- トルエン並びに酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含有するシンナー（塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤をいう。）、接着剤、塗料及び閉そく用又はシーリング用の充てん料とする。

(2) 引火性、発火性又は爆発性のある毒物劇物等の所持制限 (法第3条の4)

引火性、発火性又は爆発性のある毒物又は劇物であって政令で定めるものは、業務その他正当な理由による場合を除いては、所持してはなりません。

なお、引火性、発火性又は爆発性のある毒物・劇物は、次のとおりです。（令第32条の3）

- 亜塩素酸ナトリウム及びこれを含有する製剤（30%以上のものに限る）
- 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤（35%以上のものに限る）
- ナトリウム
- ピクリン酸

7 運搬について

(1) 運搬の際の飛散、流失等防止措置 (法第11条第3項、令第38条)

以下の物を事業場の外において運搬する場合には、飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければなりません。

- ①毒物
- ②劇物
- ③無機シアン化合物たる毒物を含有する液体状の物（シアン含有量が10につき1mg以下のものを除く）
- ④塩化水素、硝酸若しくは硫酸又は水酸化カリウム若しくは水酸化ナトリウムを含有する液体状の物（水で10倍に希釈した場合の水素イオン濃度が水素指数2.0から12.0までのものを除く。）

(2) 容器又は被包の使用 (法第16条第1項、規則第40条の3第3項)

毒物（四アルキル鉛製剤を除く）又は劇物を車両又は鉄道によって運搬する場合には、次の基準に適合しなければなりません。

- ①容器又は被包に収納されていること。
- ②蓋をし、弁を閉じる等の方法により、容器又は被包が密閉されていること。
- ③1回に1,000kg以上運搬する場合は、容器又は被包の外部に、その収納した毒物又は劇物の名称及び成分の表示がなされていること。

(3) 積載の態様 (法第16条第1項、令第40条の4第4項)

毒物（四アルキル鉛製剤並びに弗化水素及びこれを含有する製剤（弗化水素70%以上を含有するものに限る）を除く）又は劇物を車両又は鉄道によって運搬する場合には、その積載の態様は、次の基準に適合するものでなければなりません。

- ①容器又は被包が落下、転倒、又は破損することのないよう積載されていること。
- ②積載装置を備える車両を使用して運搬する場合には、容器又は被包が当該積載装置の長さ又は幅をこえないように積載されていること。

(4) 荷送人の通知義務 (法第16条第1項、令第40条の6、規則第13条の7)

毒物又は劇物の1回の運送量が1,000kgを超える、他に委託して車両又は鉄道で運搬する場合は、荷送人は運送人に対し、あらかじめ次の内容を記載した書面^{*}を交付しなければなりません。

(※「書面」については、いわゆるイエロー・カードに成分、含量、数量等所要の事項を加えることで足りるものとして差し支えない。(H8.5.13 薬安第55号厚生省薬務局安全課長通知))

交付書面の記載内容

- ①当該毒物劇物の名称、成分、その含量、数量
- ②事故の際に講じなければならない応急措置の内容

(5) 運搬方法 (法第16条第1項、令第40条の5第2項)

令別表第2に掲げる毒物又は劇物を車両を使用して1回につき5,000kg以上運搬する場合には、その運搬方法は、次の基準に適合するものでなければなりません。

① 交替して運転する者の同乗(規則第13条の4)

次の場合は交替して運転する者を同乗させること。

- 連続運転時間（1回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中斷をすることなく連続して運転する時間をいう。）が4時間を超える場合。ただし、高速自動車国道又は自動車専用道路のサービスエリア又はパーキングエリア等に駐車又は停車できないため、やむを得ず連続運転時間が4時間を超える場合は4時間30分まで延長することができる。
- 1日（2日（始業時刻から起算して48時間をいう。）を平均した時間）あたりの運転時間が9時間を超える場合。

② 毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識 (規則第13条の5)

0.3m×0.3mの板に地を黒、文字を白として「毒」と表示し、車両の前後の見やすい箇所に掲げること。

③ 毒物又は劇物を運搬する車両に備える保護具 (規則第13条の6 別表第5)

車両には、防毒マスク、ゴム手袋その他事故の際に応急の措置を講ずるために必要な保護具を2人分以上備えること。

④ 書面(令第40条の5)

車両には、運搬する毒物又は劇物の名称、成分及びその含量並びに事故の際に講じなければならない応急措置の内容を記載した書面を備えること。

(6) 政令で運搬基準が細かく定められている毒物 (法第 16 条第 1 項、令第 40 条の 2, 3, 4, 5, 7)

以下の毒物は、容器、被包、積載態様及び運搬方法等が政令で細かく規定されており、それらを遵守する必要があります。

- ①四アルキル鉛を含有する製剤
- ②無機シアン化合物たる毒物
- ③弗化水素酸又はこれを含有する製剤

(7) その他運搬に際しての注意 (法第 11 条第 1 項, 第 3 項)

- トラック等での運搬の際には、容易に持ち去られないよう厳重に管理する必要があります。
- 落下等による紛失、飛散、漏洩、流出の予防措置を講じなければなりません。
- 荷の受け渡し時に確実に配送先、品名、数量等に誤りがないかどうか確認すること。

(平成 15 年 4 月 4 日医薬化発第 0404001 号)

- 運搬時の事故により毒物・劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合に備えるために、運搬車両にイエロー・カードを備えて下さい。

※他の法律（消防法、高压ガス保安法等）で併せて規制を受ける物についてはそれぞれの基準も参照してください。

(イエロー・カード記載例)

品名	アクリロニトリル
該当法規対応	消防法 危険物第4類 引火性液体 毒物及び劇物取締法 劇物 高圧ガス取締法
危険有害性・特性	液体・爆発物・可燃性 有毒ガス発生 目・皮膚に触れると危険 河川への流入注意
事故発生時の応急措置	①車を安全な場所に移動する。(人家や人ごみをさけ、できるだけ交通の障害にならないような場所に移動し、エンジンを停止する) ②事故の発生を大声で告げ、消防署及び警察署に通報し、人を風上に避難させる。 ③火気厳禁です、エンジンの熱や火花は着火源になる。 ④保護具を着用し、漏れ止め・回収又は消火を行う。
緊急通報	(消防署) 119 (警察署) 110 ○いつ・どこで・なにが・どうした・ケガ人は・自分の氏名は、等
緊急連絡	(荷送会社) 社名・所在地・連絡先 (運送会社) 社名・所在地・連絡先
災害拡大防止処置	漏洩とき ①有毒ガス発生、引火・爆発の可能性があるので、必ず保護具を着用して風上で作業する。 ②付近への流出拡大防止のため、周囲を土砂で囲い、砂、土砂、吸着マット等に吸着させ、空容器に回収する。 ③回収後、多量の水で洗い流す。ただし、直接河川、用水路には流さない。 引火・発火したとき ①有毒ガスが発生するので、必ず保護具を着用する。 ②爆発の可能性があるので、付近の住民を安全な場所に避難させる。 ③消火する場合は、水噴射を用いて消火する。容器が加熱されている場合は、爆発防止のために、散水して容器を冷却する。
救急措置	①皮膚に付着した場合は、直ちに衣服や靴を脱がせて、多量の水で十分に洗う。 ②吸入した場合は、直ちに新鮮な空気の場所に移し、安静・保温に保ち、呼吸困難な場合や呼吸が停止している場合は、人工呼吸を行う。 ③眼に入った場合は、直ちに多量の水で15分以上洗う。 ④患者が発生した場合は、もよりの病院へ運ぶ。
特記事項	・皮膚に触れた場合は薬傷をおこす。 ・眼に入った場合には結膜炎を起こす。
保護具	保護手袋・保護長靴・保護衣・保護メガネ・防毒マスク
参考資料	製品安全データシート(SDS)等

出典 平成8年5月13日 薬安第55号 厚生省薬務局安全課長通知
 毒物及び劇物取締法第16条及び第16条の2の規定に基づく
 「応急措置」の内容を記載した書面に関する取扱いについて

8 表示等 (法第11条第4項、法第12条第1項、規則第11条の4)

(1) 毒物又は劇物に該当するものの容器及び被包には、「医薬用外」の文字と下記の表示が必要です。

毒物 → 赤地に白字をもって 毒物 の文字

劇物 → 白地に赤字をもって 劇物 の文字

(2) すべての毒物又は劇物は、誤飲防止のため、その入れ物として飲食用の容器を使用しないで下さい。

9 貯蔵について

(1) 貯蔵する場所は、その他の物を貯蔵する場所と明確に区分された**毒物劇物専用**のものとし、かぎをかける設備等のある堅固な施設としてください。

(S52.3.26 薬発第313号厚生省薬務局長通知)

(2) 貯蔵する場所は、**盜難防止**のため敷地境界から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講じてください。(S52.3.26 薬発第313号厚生省薬務局長通知)

(3) 貯蔵する場所に「**医薬用外毒物**」「**医薬用外劇物**」の文字を表示してください。(第12条第3項)

(4) 貯蔵容器及び貯蔵施設は、毒物劇物の飛散、漏出、流出、又は地下浸透を防止できるものにしてください。(規則4条の4)

(注) i) 固体以外の毒物・劇物の貯蔵に関する構造・設備等については、別途基準が設けられています。

ii) 他の法律(消防法、高圧ガス保安法等)で併せて規制を受ける物についてはそれぞれの基準も参照してください。

10 廃棄について(法第15条の2、令第40条)

(1) 不要となった毒物又は劇物は、自己の責任のもと、すみやかに廃棄してください。

(2) 不要となった毒物又は劇物を廃棄する場合は、中和、希釀等適切な処理をし、保健衛生上の危害を生じないよう十分配慮してください。

(3) 廃棄の内容について記録してください。

(4) 廃棄を廃棄物処理業者等に委託する場合であっても、適切な処理がなされるよう注意してください。

(注) i) 毒物・劇物の廃棄の方法については、別途基準が設けられています。

ii) 他の法律(水質汚濁防止法、下水道法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等)で併せて規制を受ける物についてはそれぞれの基準も参照してください。

1.1 事故の際の措置について(法第17条)

- (1) 毒物又は劇物による事故を起こし、保健衛生上の危害を生じるおそれのある時は、すみやかに消防機関、警察署又は保健所に連絡をとるとともに応急の措置を講じてください。
- (2) 毒物又は劇物が盗難にあつたり紛失したりしたときは、すみやかに警察署に届け出してください。
- (注) i) 毒物又は劇物の運搬事故時における応急措置については別途基準が設けられています。
ii) これらの事故がおきた場合には、堺市保健所保健医療薬務課にも報告願います。

*参考図書

毒物及び劇物取締法令集	薬務公報社刊
毒物劇物取締法事項別例規集	薬務公報社刊
最新毒物劇物取扱いの手引	時事通信社刊
毒劇物基準関係通知集	薬務公報社刊
毒物劇物の貯蔵に関する構造・設備等基準の手引き	薬務公報社刊
毒物及び劇物の運搬容器に関する基準の手引き	薬務公報社刊

資料 令 別表第2(第40条の5、第42条関係)

- 一 黄燐
- 二 四アルキル鉛を含有する製剤
- 三 無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤で液体状のもの
- 四 弗化水素及びこれを含有する製剤
- 五 アクリルニトリル
- 六 アクロレイン
- 七 アンモニア及びこれを含有する製剤(アンモニア 10 パーセント以下を含有するものを除く。)で液体状のもの
- 八 塩化水素及びこれを含有する製剤(塩化水素 10 パーセント以下を含有するものを除く。)で液体状のもの
- 九 塩素
- 十 過酸化水素及びこれを含有する製剤(過酸化水素 6 パーセント以下を含有するものを除く。)
- 十一 クロルスルホン酸
- 十二 クロルピクリン
- 十三 クロルメチル
- 十四 硅弗化水素酸
- 十五 ジメチル硫酸
- 十六 臭素
- 十七 硝酸及びこれを含有する製剤(硝酸 10 パーセント以下を含有するものを除く。)で液体状のもの
- 十八 水酸化カリウム及びこれを含有する製剤(水酸化カリウム 5 パーセント以下を含有するものを除く。)で液体状のもの
- 十九 水酸化ナトリウム及びこれを含有する製剤(水酸化ナトリウム 5 パーセント以下を含有するものを除く。)で液体状のもの
- 二十 ニトロベンゼン
- 二十一 発煙硫酸
- 二十二 ホルムアルデヒド及びこれを含有する製剤(ホルムアルデヒド 1 パーセント以下を含有するものを除く。)で液体状のもの
- 二十三 硫酸及びこれを含有する製剤(硫酸 10 パーセント以下を含有するものを除く。)で液体状のもの

規則第13条の6(別表5)

令別表第2 23品目で1回の運搬量が5000kg以上の毒物劇物運搬車両に備える保護具

1	黄磷	保護手袋、保護長ぐつ、保護衣、酸性ガス用防毒マスク
2	四アルキル鉛を含有する製剤	保護手袋、保護長ぐつ、保護衣(各白色のものに限る) 有毒ガス用防毒マスク
3	無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤で液体状のもの	保護手袋、保護長ぐつ、保護衣、青酸用防毒マスク
4	弗化水素及びこれを含有する製剤	保護手袋、保護長ぐつ、保護衣、酸性ガス用防毒マスク
5	アクリルニトリル	保護手袋、保護長ぐつ、保護衣、有機ガス用防毒マスク
6	アクロレイン	保護手袋、保護長ぐつ、保護衣、有機ガス用防毒マスク
7	アンモニア及びこれを含有する製剤(アンモニア10%以下を含有するものを除く)で液体状のもの	保護手袋、保護長ぐつ、保護衣、アンモニア用防毒マスク
8	塩化水素及びこれを含有する製剤(塩化水素10%以下を含有するものを除く)で液体状のもの	保護手袋、保護長ぐつ、保護衣、酸性ガス用防毒マスク
9	塩素	保護手袋、保護長ぐつ、保護衣、普通ガス用防毒マスク
10	過酸化水素及びこれを含有する製剤(過酸化水素6%以下を含有するものを除く)	保護手袋、保護長ぐつ、保護衣、保護眼鏡
11	クロルスルホン酸	保護手袋、保護長ぐつ、保護衣、酸性ガス用防毒マスク
12	クロルピクリン	保護手袋、保護長ぐつ、保護衣、有機ガス用防毒マスク
13	クロルメチル	保護手袋、保護長ぐつ、保護衣、有機ガス用防毒マスク
14	硅弗化水素酸	保護手袋、保護長ぐつ、保護衣、酸性ガス用防毒マスク
15	ジメチル硫酸	保護手袋、保護長ぐつ、保護衣、酸性ガス用防毒マスク
16	臭素	保護手袋、保護長ぐつ、保護衣、普通ガス用防毒マスク
17	硝酸及びこれを含有する製剤(硝酸10%以下を含有するものを除く)で液体状のもの	保護手袋、保護長ぐつ、保護衣、酸性ガス用防毒マスク
18	水酸化カリウム及びこれを含有する製剤(水酸化カリウム5%以下を含有するものを除く)で液体状のもの	保護手袋、保護長ぐつ、保護衣、保護眼鏡
19	水酸化ナトリウム及びこれを含有する製剤(水酸化ナトリウム5%以下を含有するものを除く)で液体状のもの	保護手袋、保護長ぐつ、保護衣、保護眼鏡
20	ニトロベンゼン	保護手袋、保護長ぐつ、保護衣、有機ガス用防毒マスク
21	発煙硫酸	保護手袋、保護長ぐつ、保護衣、酸性ガス用防毒マスク
22	ホルムアルデヒド及びこれを含有する製剤(ホルムアルデヒド1%以下を含有するものを除く)で液体状のもの	保護手袋、保護長ぐつ、保護衣、有機ガス用防毒マスク
23	硫酸及びこれを含有する製剤(硫酸10%以下を含有するものを除く)で液体状のもの	保護手袋、保護長ぐつ、保護衣、保護眼鏡

備考

- この表に掲げる防毒マスクは、空気呼吸器又は酸素呼吸器で代替させることができる。
- 防毒マスクは、隔離式全面形のものに、空気呼吸器又は酸素呼吸器は、全面形のものに限る。
- 保護眼鏡はプラスチック製一眼型のものに限る。
- 保護手袋、保護長ぐつ及び保護衣は、対象とする毒物又は劇物に対して不浸透性のものに限る。

届出の手続き

届出の種別	要 点	必 要 書 類 (◎:届出用紙、・:添付資料)
毒物劇物 業務上 取扱者届	<ul style="list-style-type: none"> ・新しく事業を始められる方 ・組織変更（個人↔法人） ・経営者変更 ・他市からの移転 	<p>◎毒物劇物業務上取扱者届書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業場の平面図 ・毒物劇物貯蔵設備の概要図 (運送事業者にあっては、毒物劇物運搬車両の写真) <p>◎毒物劇物取扱責任者設置届</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用契約書の写し又は使用関係証書 (法人の役員の場合は、誓約書) ・毒物劇物取扱責任者の診断書(発行日から3ヶ月以内) ・責任者の資格を証する書類
変更届	<p>(1)届出者の氏名（婚姻・社名変更等）又は住所</p> <p>(2)事業場の名称</p> <p>(3)事業場の所在地（堺市内の移転のみ。堺市↔他市間での移転は新規届が必要。）</p> <p>(4)取扱品目(運送業事業者のみ)</p>	<p>◎変更届</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)法人の場合：添付書類不要 個人の場合：戸籍抄本(謄本)又は戸籍記載事項証明書 ※発行日から6ヶ月以内 【個人経営者の住所を変更した場合は、添付書類不要】 ・(2)添付書類不要 ・(3)①事業場の平面図 ②毒物劇物貯蔵設備の概要図 ※変更前後の内容がわかる図面であること (運送事業者のみ) 運搬車両に変更がある場合は、運搬車両の前後の写真 ・(4)添付書類不要
毒物劇物 取扱責任者 変更届	<ul style="list-style-type: none"> ・変更後30日以内に提出 	<p>◎毒物劇物取扱責任者変更届</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格を証する書類（下記A, B, Cのいずれか） <ul style="list-style-type: none"> A. 薬剤師免許証 B. 化学関係学校卒業者は、卒業証明書 又は卒業証書 *単位取得証明書の提出が必要となる場合があります。 C. 試験合格者は合格証 ・診断書(発行日から3ヶ月以内) 【診断事項】・精神機能の障害の有無 　　・麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤 　　中毒者でない者 ・雇用契約書の写し又は使用関係証書 (法人の役員の場合は、誓約書)
廃止届	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を廃止した時 ・堺市外へ移転した場合 	◎廃止届